

成田市からの大切なお知らせ

令和6年10月分（12月支給）より児童手当の制度が一部変更になります。

※ 支給を受けるにあたり**申請が必要となる場合**があります。裏面で**支給手続をご確認ください**。

改正の概要

◎ 支給対象年齢が中学生相当年齢から高校生相当年齢まで拡大

児童手当の支給対象児童の年齢が15歳に達した最初の年度末から**18歳に達した最初の年度末**まで拡大されます。

◎ 所得制限の撤廃・一定所得以上の方への特例給付の廃止

所得制限により支給がなかった世帯や一律5千円の特例給付を受けていた世帯も対象となります。

◎ 多子加算の拡大

第3子以降の児童は児童1人あたり支給額が**一律3万円**となります。

◎ 算定対象の年齢が高校生相当年齢から大学生相当年齢まで拡大

18歳に達した最初の年度末の翌日から22歳に達した最初の年度末までの子について、監護に相当する世話等をし生計費を負担している場合は算定対象としてカウントします。

◎ 支給月が2か月に1回

児童手当の支給月が**2月、4月、6月、8月、10月、12月**になります。

子どもの年齢	改正前		改正後	
0～2歳	1万5千円		1万5千円	第3子以降 3万円
3歳～小学生	1万円	第3子以降 1万5千円	1万円	
中学生	1万円		1万円	
高校生	なし(第3子加算対象)		1万円	
大学生	なし(第3子加算対象外)		なし(第3子加算 対象)	
	所得制限あり		所得制限なし	

申請期限

令和6年10月18日（金）まで

上記申請期限までに申請があった場合は、令和6年12月の定期支払時に拡充分の手当を支給します。なお、申請期限を過ぎた後でも令和7年3月31日(月)までに申請があった場合には令和6年10月分から遡って支給します。

(お問い合わせ先)

☎ 286-8585 千葉県成田市花崎町760番地 成田市子ども未来部子育て支援課 子育て給付係
☎ 電話 0476-20-1538 (直通) ✉ メール kodomo@city.narita.chiba.jp
📄 ホームページURL https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0134_00064.html

手続確認フローチャート

成田市こども未来部子育て支援課から児童手当（特例給付）を受けている

はい

高校生年代の子どもがいる

はい

高校生年代の子どもは算定児童として登録されている

いいえ

はい

児童に平成14年4月2日から平成18年4月1日(大学生年代)までの間に生まれた兄弟等がいて、児童と兄弟等の人数が3人以上である

いいえ

手続不要

児童に平成14年4月2日から平成18年4月1日(大学生年代)までの間に生まれた兄弟等がいて、児童と兄弟等の人数が3人以上である

いいえ

はい

①

②

③

いいえ

高校生年代以下の子どもがいる

はい

いいえ

対象外です

父母等で子どもを養育しており、そのうち所得の高い方の職業は公務員である

はい

勤務先にお問い合わせください

いいえ

父母等のうち所得の高い方の令和6年10月1日時点の住民登録地は成田市である

はい

父母等のうち所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください

いいえ

児童に平成14年4月2日から平成18年4月1日(大学生年代)までの間に生まれた兄弟等がいて、児童と兄弟等の人数が3人以上である

はい

いいえ

④

⑤

① 「額改定請求書」を提出してください。

② 「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

③ 「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

④ 「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

⑤ 「認定請求書」を提出してください。

※申請者は子どもを養育する父母等のうち所得の高い方となります。

※③以外のいずれの場合においても**申請者と高校生年代以下の子どもが別居しているときは「別居監護申立書」の提出が必要**となります。

【転入・転出される方へ】

手続後に令和6年9月30日までに転入・転出される方は**令和6年10月1日時点の住民票登録地で再度お手続きが必要**となりますのでご注意ください。